

令和 8 年度 中建国保保険料

※所得には関係ありません。

組合員種別		健康保険料（月額）			
		医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護保険料	子ども 子育て 支援金
法人 1 種	30 歳以上の事業主	27,500 円	6,800 円	4,900 円	500 円
1 種	30 歳以上の事業主	26,000 円	6,500 円	4,800 円	500 円
2 種	30 歳以上の一人親方	22,300 円	5,600 円	4,200 円	500 円
法人 3 種	30 歳以上の労働者・職人	18,900 円	5,000 円	3,700 円	500 円
3 種	30 歳以上の労働者・職人	18,400 円	4,800 円	3,600 円	500 円
4 種	25 歳以上 30 歳未満の者	11,800 円	3,300 円	—	400 円
5 種	20 歳以上 25 歳未満の者	9,300 円	3,100 円	—	400 円
6 種	18 歳以上 20 歳未満の者	6,800 円	3,000 円	—	400 円
	18 歳未満	—	—	—	—

家族の区分		健康保険料（月額）			
		医療保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護保険料	子ども 子育て 支援金
3 歳未満	—	無 料	無 料	—	—
就学前	3 歳以上 6 歳未満	2,200 円	1,400 円	—	—
若年家族	6 歳以上 18 歳未満	3,000 円	1,900 円	—	—
	18 歳以上 23 歳未満	3,000 円	1,900 円	—	300 円
成人家族	23 歳以上 70 歳未満	3,700 円	2,100 円	2,800 円	300 円
高齢家族	70 歳以上 75 歳未満	3,100 円	1,900 円	—	300 円

◎医療分保険料の家族分について 3 歳未満は無料です。（3 才以上の家族については 1 世帯 5 人まで。）

◎介護保険料は 40 歳以上 65 歳未満の被保険者が国の定めた額を中建国保が徴収し国に納めます。

◎後期高齢者支援金分保険料は 0 歳から 74 歳の被保険者から徴収して国に納めます。

（中建国保では 3 歳以上に賦課いたします。家族分は 5 人まで）

◎子ども・子育て支援金保険料は 18 歳以上（高校生年代を除く）の被保険者から徴収し国に納めます。
この保険料は子育て世帯の支援に充てられます。